**政令第百八十九号**

令和八年四月二十二日に発生した大火による岩手県上閉伊郡大槌町の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

| 激甚災害 | 適用すべき措置 |
|---|---|
| 令和八年四月二十二日に発生した大火による災害で、岩手県上閉伊郡大槌町の区域に係るもの | 法第十一条の二に規定する措置 |

**附　則**

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　鈴木　憲和

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年六月三日

内閣総理大臣　高市　早苗

**政令第百九十号**

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の施行期日は、令和八年十二月十一日とする。

法務大臣　平口　洋
経済産業大臣　赤澤　亮正
内閣総理大臣　高市　早苗

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年六月三日

内閣総理大臣　高市　早苗

**政令第百九十一号**

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第二十項及び刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三百五十条の二第二項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

**第一条**　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四百七十七号を第四百七十八号とし、第四百七十六号の次に次の一号を加える。

四百七十七　円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）

（産業競争力強化法施行令の一部改正）

**第二条**　産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）」を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

一　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）

二　円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）

（刑事訴訟法第三百五十条の二第二項第三号の罪を定める政令の一部改正）

**第三条**　刑事訴訟法第三百五十条の二第二項第三号の罪を定める政令（平成三十年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「第五十一号」を「第五十二号」に、「第五十二号」を「第五十三号」に改め、第五十二号を第五十三号とし、第五十一号の次に次の一号を加える。

五十二　円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）

**附　則**

この政令は、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）の施行の日（令和八年十二月十一日）から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
法務大臣　平口　洋
経済産業大臣　赤澤　亮正

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年六月三日

内閣総理大臣　高市　早苗

**政令第百九十二号**

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の二第二項第一号、第二十一条の五の二十九第二項及び第二十四条の二十第二項第一号、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十八条第三項第一号（同法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第二項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。